改正後	改正前
別表第十一号の二（第51条の10の２の４、第51条の10の２の８関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１・２　略］ ３　第51条の10の２の３の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の２第８項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。 ［４～９　略］	**別表第十一号の二**（第51条の10の２の３、第51条の10の２の７関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式同左］ ［注１・２　同左］ ３　第51条の10の２の２の該当する区分を記載すること。なお、法第103条の２第８項の規定に基づき届け出る場合は、括弧内に新規免許開設局又は既存免許開設局を記載すること。 ［４～９　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第二条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局） **第十五条**　法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。 一　法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十二条各号に掲げる無線局 ［二～十一　略］	（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局） **第十五条**　法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。 一　法第百三条の二第十四項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十三条各号に掲げる無線局 ［二～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、電波法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二十八号）の施行の日（平成三十年二月二日）から施行する。

○厚生労働省令第十一号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月二日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。